

4 施設及び設備の所有について（審査基準第1の6関係）

(1) 園地は、原則として、申請時において申請者名義の所有権の登記がなされていないなければならないこと。

(2) 施設を借用する場合は、次のア又はイに掲げる事項を遵守すること。

ア 借用する施設の所有者が国又は地方公共団体以外の場合

(ア) 契約期間は20年以上とし、更新条項を設けること。

(イ) 所有者側の権利として一方的解除等が留保されていないものであること。

(ウ) (ア)の契約に基づく地上権又は賃借権を登記すること。ただし、自己所有の園舎に係る園舎敷地を、借地借家法の規定により借地契約が公正証書により交わされた場合は、当該園舎敷地に係る借地権の登記を省略することができること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる事項について、認可申請時までに満たしていること。

イ 借用する施設の所有者が国又は地方公共団体である場合

(ア) 施設を借用することに係る権利取得の方法については、当該団体の定める法令その他規程に基づき、賃貸借契約、使用許可その他のいずれの形式であっても差し支えないものとするが、当該団体の定める法令その他の規程上認められる最長の期間の借用とすること。

(イ) (ア)に掲げる事項について、申請時までに満たしていること。ただし、議会の議事等の都合上これによりがたい場合は、当該団体からの確約を得ていること。

(3) 負担付きには、根抵当権の設定は含まれないものとする。ただし、6の(4)に規定する政府系金融機関又はこれに準ずる金融機関からの根抵当権の設定に関しては、この限りではないものとする。

(4) 園地及び園舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合において、教育活動が長期にわたり継続的に実施できることが確実と認められる場合とは、短期借用期間終了後の教育活動が、安定的に継続できる保証を認可申請時までに得られていること等を指すこと。

5 事業計画及び収支予算について（審査基準第1の8関係）

各年度の**事業活動収支予算**は、**経常収支差額比率**（**経常支出－経常収入**）／**経常収入**×100）が原則として**10以上**であること。なお、**経常支出**は、**教育活動支出及び教育活動外支出の合計金額**を表し、**経常収入**は**教育活動収入及び教育活動外収入の合計金額**を表す（以下同じ）。

6 設置経費について（審査基準第1の9関係）

3 施設及び設備の所有について（審査基準第1の6関係）

園地は、原則として、申請時において申請者名義の所有権の登記がなされていないなければならないこと。

4 事業計画及び収支予算について（審査基準第1の8関係）

各年度の**消費** 収支予算は、**消費支出** 比率（**消費支出**）／**帰属収入**×100）が原則として**90以下**であること。

5 設置経費について（審査基準第1の9関係）

組織形態とみなせる法人」とは、当該法人が学校法人の新設に当たって財産の出資等を行うなど、実質的に学校法人の設立者とみなせる法人のことを指す。

(9) 設置経費は、福島県における標準的な価格を著しく下回って積算されたものでないこと。

(10) 既設の学校法人には、準学校法人を含むものとする。

(11) 既設法人の場合にあつては、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、經常経費として必要な資金等を含まないものであること。

(12) 「財務状況が良好」とは、過去3年間のそれぞれの年度の**經常収支差額比率**がいずれも**10以上**である場合をいう。

(13) 既設校の生徒等納付金から繰り入れる場合には、既設校の教育条件の低下を**来さない**こと。

7 經常経費について（審査基準第1の10関係）

(1) 申請時において収納されていなければならない開設年度の經常経費に相当する寄附金（収納が確実である当該寄付金を含む。）については、5の(1)及び(2)を準用すること。

(2) 經常経費は、特別な事情がある場合を除き、福島県における同規模の幼稚園と比較して著しく下回って積算されたものでないこと。

8 総負債比率について（審査基準第1の11関係）

設置者の総資産額のうち、土地については、その取得後相当の年数が経過して時価との間に著しい差異が生じた場合に限り、例外的に不動産鑑定士等の評価により資産額を算定することができるものであること。

9 既設校の要件について（審査基準第1の12関係）

(1) 既設校の校地及び校舎については、当該部分が設置等の認可又は権利取得等の届出の時と変更がない場合には、当該設置認可審査基準等に適合しているものとみなすこと。ただし、当該設置認可審査基準等の充足に努めるものとする。

(2) 「収容定員を著しく超過し」とは、各既設校の在籍生徒等数が原則としてその総定員の1.2倍以上であることをいうものとする。

(3) 「収容定員を著しく下回って」とは、各既設校の在籍生徒等数の総数が学則定員の2分の1未満である場合又は当該在籍生徒等数による財務運営が3年以上連続して著しい支出超過となるなど当該学校の運営に著しい支障を来していると認められる場合とする。

(4) 既設校の管理運営の状況については、次の事項に特に注意すること。

(5) 設置経費は、福島県における標準的な価格を著しく下回って積算されたものでないこと。

(6) 既設の学校法人には、準学校法人を含むものとする。

(7) 既設法人の場合にあつては、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、經常経費として必要な資金等を含まないものであること。

(8) 「財務状況が良好」とは、過去3年間のそれぞれの年度の**消費支出比率**がいずれも**90以下**である場合をいう。

(9) 既設校の生徒等納付金から繰り入れる場合には、既設校の教育条件の低下を**きたさない**こと。

6 經常経費について（審査基準第1の10関係）

(1) 申請時において収納されていなければならない開設年度の經常経費に相当する寄附金（収納が確実である当該寄付金を含む。）については、5の(1)及び(2)を準用すること。

(2) 經常経費は、特別な事情がある場合を除き、福島県における同規模の幼稚園と比較して著しく下回って積算されたものでないこと。

7 総負債比率について（審査基準第1の11関係）

設置者の総資産額のうち、土地については、その取得後相当の年数が経過して時価との間に著しい差異が生じた場合に限り、例外的に不動産鑑定士等の評価により資産額を算定することができるものであること。

8 既設校の要件について（審査基準第1の12関係）

(1) 既設校の校地及び校舎については、当該部分が設置等の認可又は権利取得等の届出の時と変更がない場合には、当該設置認可審査基準等に適合しているものとみなすこと。ただし、当該設置認可審査基準等の充足に努めるものとする。

(2) 「収容定員を著しく超過し」とは、各既設校の在籍生徒等数が原則としてその総定員の1.2倍以上であることをいうものとする。

(3) 「収容定員を著しく下回って」とは、各既設校の在籍生徒等数の総数が学則定員の2分の1未満である場合又は当該在籍生徒等数による財務運営が3年以上連続して著しい支出超過となるなど当該学校の運営に著しい支障を来していると認められる場合とする。

(4) 既設校の管理運営の状況については、次の事項に特に注意すること。

